

御 利 用 に あ た っ て

1 調査の概要

(1) 調査の目的

経済センサスー活動調査（以下「活動調査」という。）は、全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。

(2) 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施されています。

(3) 調査日

令和 3 年 6 月 1 日

(4) 調査の対象

次に掲げる事業所を除くすべての事業所及び企業が対象です。

- ・ 国・地方公共団体の事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類 A－農業，林業に属する個人経営の事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類 B－漁業に属する個人経営の事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類 N－生活関連サービス業，娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

(5) 調査の方法

ア 調査員調査

単独事業所、新設事業所（イに掲げる特定の事業所を除く。）などについては、県知事が任命した調査員が事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行いました。

イ 直轄調査

複数の事業所を有する企業等、特定の単独事業所（純粹持株会社及び資本金 1 億円以上等）などについては、国、県及び市が、民間事業者等を活用し、企業の本社などに傘下の事業所の調査票を一括して郵送で配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行いました。

(6) 調査事項

詳細については、各調査票を参照してください。

2 集計対象

産業大分類「Ⅰ－卸売業、小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計しています。

- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 産業細分類が格付不能の法人組織の事業所又は産業小分類が格付不能の個人経営（法人でない団体を含む）の事業所ではないこと
- ・ 卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い法人組織の事業所ではないこと

3 用語の解説

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- ・ 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること
- ・ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

ア 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

イ 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

ウ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所

エ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。

オ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とします。

カ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）

「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

ア 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

イ 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

ウ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類R－サービス業（他に分類さ

れないもの)]とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしません。

エ 製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業[大分類E]に分類されます。

オ ガソリンスタンド

カ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

キ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類しています。

(4) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1 企業 1 事業所）をいいます。

(5) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とします。

(6) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含みます。また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とします。

(7) 開設時期

令和 3 年 6 月 1 日現在で所在している場所において、事業を始めた時期とします。

(8) 従業者及び就業者

令和 3 年 6 月 1 日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいいます。

ア 個人業主

個人経営の事業所で実際に事業所を経営している人をいいます。

イ 無給家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している人をいいます。

ウ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない。）で給与を受けている人をいいます。

なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同

じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれます。

エ 常用雇用者

「無期雇用者」及び「有期雇用者（1 か月以上）」に分けられます。

オ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいいます。

カ 有期雇用者（1 か月以上）

有期雇用者のうち、1 か月以上の期間を定めて雇用されている人をいいます。

キ 臨時雇用者

有期雇用者のうち、1 か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

ク 従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

ケ 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら、当該事業所に来て働いている人をいいます。

(9) 年間商品販売額（法人組織の事業所のみ）

令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいいます。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めません。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出しています。

(10) その他の収入額（法人組織の事業所のみ）

令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの 1 年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業、飲食部門、サービス業などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したものをいいます。

(11) セルフサービス方式（法人組織の小売業のみ）

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の 50% 以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。

ア 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっている。

イ 店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっている。

ウ 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっている。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などが

あります。

(12) 売場面積（法人組織の小売業のみ）

令和 3 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く。）をいいます。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていません。

4 各統計表の表章項目の説明及び留意点

《共通事項》

(1) 「不詳」について

統計表の表頭、表側中「不詳」とは、当該項目について調査をしていない以下の項目及び当該項目の数値が得られなかったことを表しています。

ア 「売場面積」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所は不詳となります。

イ 「開店時刻・閉店時刻」及び「営業時間」階級については、営業時間に関する項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）の事業所は不詳となります。

(2) 令和 3 年の個人経営は、産業小分類（3 桁）までしか格付けていないことから産業細分類（4 桁）には含まれていません。また、年間商品販売額及び売場面積は調査していません。

(3) 「個人」には「法人でない団体」を含みます。

《第 10 表》

(1) 商品販売形態区分は、次のとおりです。

ア 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいいます。なお、ご用聞き及び自動車等の移動販売も含みます。

イ 訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいいます。仮設会場での展示販売も含みます。

ウ 通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いて PR を行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいいます。

エ インターネット販売

インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいいます。

オ 自動販売機による販売

卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいいます。

カ その他

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいいます。

- (2) 商品販売形態区分（法人組織の小売業のみ）の年間商品販売額（小売販売額）については、調査票の「小売販売額の商品販売形態別割合」をもとに計算しています。

計算値は、事業所ごとに小数点以下第1位で四捨五入を行い積み上げているため、総数（小売販売額計）と商品販売形態区分の積み上げ値は一致しない場合があります。

5 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付）方法は、次のとおりです。

(1) 一般的な方法

ア 取扱商品が単品の場合

活動調査の卸売業及び小売業で用いる商品分類番号（以下「商品分類番号」という。）の4桁で産業細分類を決定します。

イ 取扱商品が複数の場合

(ア) 卸売の商品販売額（仲立手数料を除く。）と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定します。

(イ) 商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位2桁によって、産業中分類（2桁分類）を決定し、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位3桁、上位4桁の順に分類し、産業細分類（4桁分類）を格付します。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」「非鉄金属地金卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付を行っています。

※ 個人経営については、調査票の「この事業所の主な事業の内容」を格付の参考としています。

ア 卸売業

(ア) 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）」

表1の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く。）の10%以上で、従業者が100人以上の事業所をいいます。

(イ) 「5019 その他の各種商品卸売業」

表1の財別（生産財、資本財及び消費財）の3財にわたる商品を卸売し、商品分類番号上位3桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く。）の50%未満で、従業者が100人未満の事業所をいいます。

表 1 財別と商品分類

財 別	商品分類番号 上位 3 桁	以下の産業分類に属する品目
生 産 財	511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資 本 財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消 費 財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

なお、上記(ア)、(イ)について、生産財、資本財及び消費財の 3 財にわたる商品を扱っていても、生産財の商品分類番号が「536」（再生資源卸売業に属する品目）のみ、又は、消費財の商品分類番号が「559」（他に分類されない卸売業に属する品目）のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付としています。

(ウ) 「5351 非鉄金属地金卸売業」

「5599 他に分類されないその他の卸売業」に格付された事業所のうち、商品分類番号「55992 特殊景品」が最も大きく、「この事業所の主な事業の内容」の取扱商品又は営業品目に非鉄金属の記載があった場合に、「非鉄金属地金卸売業」に格付しています。

(エ) 「5598 代理商、仲立業」

卸売の商品販売額（仲立手数料を除く。）と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商、仲立業」に格付しています。

イ 小売業

(ア) 「5611 百貨店、総合スーパー」

表 2 の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売し、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の 10%以上 70%未満で、従業者が 50 人以上の事業所をいいます。

(イ) 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）」

表 2 の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売し、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の 50%未満で、従業者が 50 人未満の事業所をいいます。

表 2 「衣」、「食」及び「他」と商品分類

衣・食・他別	商品分類番号 上位 2 桁	以下の産業分類に属する品目
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業

食	58	飲食料品小売業
他	59 60	機械器具小売業 その他の小売業

(ウ) 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付された事業所のうち、表 3 の商品分類番号上位 3 桁で分類集計した小売販売額が 3 つ以上あり、そのいずれもが商品分類番号「58」（飲食料品小売業に属する品目）の総額の 50%に満たない事業所をいいます。

表 3 飲食料品小売業に関する産業分類

産業分類	商品分類番号 上位 3 桁	以下の産業分類に属する品目
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

(エ) 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付された事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が 30 m²以上 250 m²未満で、営業時間が 14 時間以上の事業所をいいます。

(オ) 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付された事業所のうち、以下のいずれかの事業所をいいます。

- ・ セルフサービス方式を採用しており、一般用医薬品を小売している事業所
- ・ セルフサービス方式を採用しており、「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した事業所

(カ) 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付された事業所のうち、以下のいずれかの事業所をいいます。

- ・ セルフサービス方式を採用し、売場面積が 500 m²以上で、金物、荒物、苗・種子のいずれかを小売している事業所
- ・ セルフサービス方式を採用し、売場面積が 500 m²以上で、「店舗形態」において「ホームセンター」を選択した事業所

(キ) 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「60921 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の 90%以上の事業所をいいます。

(ク) 「61 無店舗小売業」

「小売販売額の商品販売形態別割合」の店頭販売の割合が 0%及び売場面積が 0 m²の事業所をいいます。

6 その他

- (1) 各集計における表については、本市が独自集計したものです。したがって、本市が独自に集計した表の数値については、総務省及び経済産業省から公表されている数値とは相違する場合があります。
- (2) 一部の分類事項については、総数に不詳を含んでおり、総数とその内訳の合計は必ずしも一致しません。
- (3) 単位未満の数値及び構成比については、四捨五入しているため、総数とその内訳の合計とは必ずしも一致しません。
- (4) 諸記号の約束
 - － 該当なし
 - 0 単位未満
 - X 数値を秘匿した箇所
- (5) 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行いました。

このため、従来の調査よりも幅広に事業所を捉えており、単純に比較できません。集計結果の比較を行う際は、十分な留意が必要です。
- (6) 秘匿について

集計対象となる事業所の数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、経理事項の数値を秘匿した箇所です。また、集計対象数が3以上の事業所に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が1又は2の事業所の当該数値が判明する箇所は、併せて秘匿しています。
- (7) 市域、行政区域及び町名は、令和3年（2021年）6月1日現在のものです。